

佐賀市土木工事等共通仕様書
共通編 総則

令和 8 年 8 月

佐賀市

土木工事等共通仕様書目次

第1章 総 則

第1節 適用	1
第2節 用語の定義	1
第3節 設計図書の照査等	4
第4節 請負代金内訳書	4
第5節 工程表	4
第6節 施工計画書	5
第7節 工事実績データ作成、登録	5
第8節 監督員	6
第9節 主任技術者及び監理技術者.....	6
第10節 工事用地等の使用	6
第11節 工事の着手	7
第12節 工事の下請負	7
第13節 施工体制台帳	7
第14節 受発注者間の情報共有	7
第15節 受注者相互の協力	7
第16節 調査・試験に対する協力	7
第17節 工事の一時中止	8
第18節 設計図書の変更	9
第19節 工期変更	9
第20節 支給材料及び貸与品	10
第21節 工事現場発生品	10
第22節 建設副産物	10
第23節 監督員による確認及び立会等	11
第24節 数量の算出及び完成図	14
第25節 品質証明	14
第26節 工事成工検査	15
第27節 既済部分検査.....	15
第28節 中間検査	16
第29節 部分使用	16
第30節 施工管理	17
第31節 工事情報共有化	18
第32節 不具合発生時の措置	18
第33節 履行報告	18
第34節 週休二日の対応	18
第35節 使用人等の管理	19
第36節 工事関係者に対する措置請求	19
第37節 工事中の安全確保	19
第38節 爆発及び火災の防止	21
第39節 後片付け	22

第40節	事故報告書	22
第41節	環境対策	22
第42節	文化財の保護	24
第43節	交通安全管理	25
第44節	施設管理	26
第45節	諸法令の遵守	27
第46節	官公庁等への手続等	29
第47節	施工時期及び施工時間の変更	30
第48節	工事測量	30
第49節	提出書類	31
第50節	不可抗力による損害	31
第51節	特許権等	31
第52節	保険の付保及び事故の補償	32
第53節	臨機の措置	32
第54節	下請負人等の市内優先活用	32
第55節	ダンプトラック等の使用	33
第56節	不当要求	33
第57節	石綿使用の有無	34
第58節	ワンデーレスポンス	34
第59節	ウィークリースタンス	34
第60節	補則	34

第1章 総 則

第1節 適 用

1. 土木工事等共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)は、佐賀市が発注する土木工事その他これらに類する工事(以下「工事」という。)に係る工事請負契約書(頭書を含み以下「契約書」という。)及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
2. 受注者は、共通仕様書の適用にあたっては、佐賀市工事検査実施規程、佐賀市工事成績評定要領、佐賀市建設工事監督要領に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第 18 条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。
また、受注者はこれら監督、検査(成工検査、出来形検査)にあたっては、佐賀市財務規則(平成 17 年佐賀市規則第 62 号)第 106 条、第 107 条及び第 108 条に基づくものであることを認識しなければならない。
3. 契約図書は相互に補完し合うものとし、契約書及び設計図書のいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
4. 特記仕様書、契約図面、工事数量総括表の間に相違がある場合、または契約図面からの読み取りと契約図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。
5. 設計図書は、SI単位を使用するものとする。SI単位については、SI単位と非SI単位が併記されている場合は()内を非SI単位とする。

第2節 用語の定義

1. 監督員とは、佐賀市財務規則(平成 17 年佐賀市規則第 62 号)第 106 条第 1 項の規定により、監督業務を行う職員で、主任監督員及び一般監督員をいう。また、監督員とは、佐賀市建設工事監督要領に定める次の各号に掲げる業務及び設計図書の変更に係る業務を行う者をいう。
 - (1) 契約の履行についての受注者に対する指示、承諾及び協議等
 - (2) 契約図書に基づく工事のための詳細図の作成及び交付又は受注者が作成した図面等の承諾
 - (3) 契約図書に基づく工程の管理、立合、工事の実施状況の検査、段階確認、及び工事材料の試験又は検査の実施
 - (4) 工事内容の変更又は工事の一時中止若しくは全部中止の必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由、その他必要と認める事項の工事担当課長に対する報告
 - (5) その他必要な業務
2. 主任監督員とは、前項第 1 号から第 3 号の業務に関し重要なものの処理、関連工事の調整及び監督業務のとりまとめを行う者をいう。また、前項各号の業務及び設計図書の変更に係る業務に関し、一般監督員に指示及び指導を行うとともに、必要な事項を工事担当課長に報告する者をいう。
3. 一般監督員とは、第 1 項第 1 号から第 3 号の業務に関し軽易なものの処理、設計図書の変更に係る業務及び一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。また、設計図書の変更又は一時中止若しくは全部中止の必要があると認める場合における主任監督員への報告を行う者をいう。
4. 契約図書とは、契約書及び設計図書をいう。
5. 設計図書とは、仕様書、契約図面、及び質疑回答書をいう。また、土木工事においては、工事数量総括表を含むものとする。
6. 仕様書とは、各工事に共通する共通仕様書と工事ごとに規定される特記仕様書を総称していう。

7. 共通仕様書とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。
8. 特記仕様書とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細または工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。
9. 契約図面とは、契約時に設計図書の一部として、契約書に添付されている図面をいう。
10. 質疑回答書とは、質疑受付時に入札参加者が提出した契約条件等に関する質問に対して発注者が回答する書面をいう。
11. 図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図等をいう。
なお、設計図書に基づき監督員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督員が書面により承諾した図面を含むものとする。
12. 工事数量総括表とは、工事施工に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。
13. 指示とは、契約図書の定めに基づき、監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
14. 承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督員または受注者が書面により同意することをいう。
15. 協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者または監督員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
16. 提出とは、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
17. 提示とは、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員または検査員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。
18. 報告とは、受注者が監督員に対し、工事の状況または結果について書面をもって知らせることをいう。
19. 通知とは、発注者または監督員と受注者または現場代理人の間で、工事の施工に関する事項について、書面により知らせることをいう。
20. 連絡とは、監督員と受注者または現場代理人の間で、契約書第 18 条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。
21. 納品とは、受注者が監督員に工事完成時に成果品を納めることをいう。
22. 電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。
23. 情報共有システムとは、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。なお、本システムを用いて作成及び提出等を行った工事帳票については、別途紙に出力して提出しないものとする。
24. 書面とは、手書き、印刷等(情報共有システムを用いて作成したものを含む。)の伝達物をいう。
25. 工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。

なお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化についての一部改定について」(令和5年3月15日付け国技建管第6号)に基づき実施しなければならない。

26. 工事帳票とは、施工計画書、工事打合せ簿、品質管理資料、出来形管理資料等の定型様式の資料、データ、及び工事打合せ簿等に添付して提出される非定型の資料をいう。
27. 工事書類とは、工事写真及び工事帳票をいう。
28. 契約関係書類とは、契約書第9条第5項の定めにより監督員を経由して受注者から発注者へ、または受注者へ提出される書類をいう。
29. 工事管理台帳とは、設計図書に従って工事目的物の完成状態を記録した台帳をいう。工事管理台帳は、工事目的物の諸元をとりまとめた施設管理台帳と工事目的物の品質記録とりまとめた品質記録台帳をいう。
30. 工事完成図書とは、工事完成時に納品する成果品をいう。
31. 電子成果品とは、電子的手段によって発注者に納品する成果品となる電子データをいう。
32. 工事関係書類とは、契約図書、契約関係書類、工事書類、及び工事完成図書をいう。
33. 確認とは、契約図書に示された事項について、監督員、検査員又は受注者が臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
34. 立会とは、契約図書に示された項目について、監督員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
35. 段階確認とは、設計図書に示された施工段階において、監督員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。
36. 工事検査とは、検査員が契約書第32条、第38条、第39条に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。
37. 検査員とは、佐賀市工事検査実施規程に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。
38. 検査とは、検査員が佐賀市工事検査実施規程に基づいて行うものをいう。
39. 同等以上の品質とは、特記仕様書で指定する品質または特記仕様書に指定がない場合、監督員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質または、監督員の承諾した品質をいう。なお、試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は、受注者の負担とする。
40. 工期とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。
41. 工事開始日とは、工期の始期日または設計図書において規定する始期日をいう。
42. 工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事(現場事務所等の設置または測量をいう。)、詳細設計付工事における詳細設計または工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。
43. 準備期間とは、工事開始日から本体工事または仮設工事の着手までの期間をいう。
44. 工事とは、本体工事及び仮設工事、またはそれらの一部をいう。
45. 本体工事とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。
46. 仮設工事とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要とされるものをいう。
47. 工事区域とは、工事用地、その他設計図書で定める土地または水面の区域をいう。

48. 現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。
49. SIとは、国際単位系をいう。
50. 現場発生品とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。
51. JIS 規格とは、日本産業規格をいう。
52. ワンデーレスポンスとは、受注者からの質問・協議等に対して、1日あるいは適切な期限までに回答することをいう。
53. ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で確認・共有した取組の総称をいう。

第3節 設計図書の照査等

1. 受注者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与することができる。
ただし、共通仕様書、土木工事施工管理基準及び規格値等、市販されているものについては、受注者が備えるものとする。
2. 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第 18 条第 1 項第 1 号から第 5 号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を提出し、確認を求めなければならない。
なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとし、受注者は監督員から更に詳細な説明または資料の追加の要求があった場合は従わなければならない。
ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第 19 条によるものとし、監督員からの指示によるものとする。
また、施工前の設計図書の照査において該当する事実がない場合は、監督員にその旨を報告しなければならない。
3. 受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書、及びその他の図書を監督員の承諾なくして第三者に使用させ、または伝達してはならない。

第4節 請負代金内訳書

1. 受注者は、契約書第 3 条に規定する請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)を所定の様式に基づき作成し、発注者に提出しなければならない。
2. 監督員は、内訳書の内容に関し受注者の同意を得て、説明を受けることができるものとする。ただし、内容に関する協議等を行わないものとする。なお、内訳書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

第5節 工程表

受注者は、契約書第 3 条に規定する工程表を所定の様式に基づき作成し、発注者に提出しなければならない。

第6節 施工計画書

1. 受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工にあたらなければならない。

この場合、受注者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は維持工事等簡易な工事においては監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。

- (1) 工事概要
 - (2) 計画工程表
 - (3) 現場組織表
 - (4) 安全管理
 - (5) 指定機械、主要船舶・機械
 - (6) 主要資材
 - (7) 施工方法(主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む)
 - (8) 施工管理計画
 - (9) 緊急時の体制及び対応
 - (10) 交通管理
 - (11) 環境対策
 - (12) 現場作業環境の整備
 - (13) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
 - (14) 法定休日・所定休日(週休二日の導入)
 - (15) その他
2. 受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合(工期や数量等の軽微な変更は除く)には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督員に提出しなければならない。
 3. 受注者は、施工計画書を提出した際、監督員が指示した事項について、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。

第7節 工事实績データ作成、登録

受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、工事实績情報システム(コリンズ)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日(変更契約後)から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完成時は工事完成後(完成通知書の提出日)、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。変更登録時は、工事請負代金、工期、配置技術者に変更が生じた場合に行うものとする。

登録対象は、工事請負代金額 500 万円以上(単価契約の場合は契約総額)の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に監督員にメール送信される。

なお、変更時と工事完成時の間が 10 日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

また、本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

第8節 監督員

1. 当該工事における監督員の権限は、契約書第 9 条第 2 項に規定した事項である。
2. 監督員がその権限を行使する時は、書面により行うものとする。

ただし、緊急を要する場合は監督員が、受注者に対し口頭による指示等を行えるものとする。口頭による指示等が行われた場合には、後日書面により監督員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。

第9節 主任技術者及び監理技術者

1. 主任技術者及び監理技術者の設置

当該工事における主任技術者及び監理技術者の設置は、建設業法第 26 条に規定した事項である。

2. 主任技術者及び監理技術者の設置の運用

受注者は、建設工事現場に置く技術者の適正な設置に係る最新の運用（「監理技術者制度運用マニュアルについて」（平成 16 年 3 月 1 日 国総建第 316 号））を参考に、監理技術者制度についての基本的考え方、運用等について熟知し、建設業法に基づき適正に業務を行う必要がある。

第10節 工事用地等の使用

1. 受注者は、発注者から工事用地等の提供を受けた場合は、善良なる管理者の注意をもって維持・管理するものとする。
2. 設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。
この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舍、駐車場）及び型枠または鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに発注者の負担により借地する範囲以外の構造物掘削等に伴う借地等をいう。
3. 受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用または買収したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情または紛争が生じないように努めなければならない。
4. 受注者は、第 1 項に規定した工事用地等の使用終了後は設計図書の定めまたは監督員の指示に従い復旧の上、直ちに発注者に返還しなければならない。
工事の途中において、発注者が返還を要求したときも同様とする。
5. 発注者は、第 1 項に規定した工事用地等について受注者が復旧の義務を履行しないときは受注者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は受注者に支払うべき請負代金額から控除するものとする。

この場合において、受注者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。

第11節 工事の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、特別の事情がない限り、契約書に定める工事始期日以降 30 日以内に工事に着手しなければならない。

なお、海上工事の場合は、契約書に定める工事始期日以降 45 日以内に着手するものとする。

第12節 工事の下請負

受注者は、下請負に付する場合には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

1. 受注者自らが、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整に実質的に関与するものであること。
2. 下請負者が佐賀市の工事指名競争参加資格者である場合には、営業停止、指名停止期間中でないこと。
3. 下請負者は、当該下請工事の施工能力を有すること。なお、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。

第13節 施工体制台帳

1. 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、別に定める様式により施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、発注者が情報通信技術を利用する方法により確認することができる措置として国土交通省令で定めるものを講じている場合を除き、その写しを監督員に提出しなければならない。下請負契約書の写し(1 次、2 次下請負以降もすべて)を添付しなければならない。なお、施工体制台帳等は、原則として、電子データで作成・提出するものとする。
2. 第1項の受注者は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に揚げるとともに、発注者が情報通信技術を利用する方法により確認することができる措置として国土交通省令で定めるものを講じている場合を除き、その写しを監督員に提出しなければならない。
3. 第1項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、発注者が情報通信技術を利用する方法により確認することができる措置として国土交通省令で定めるものを講じている場合を除き、その都度速やかに監督員に提出しなければならない。

第14節 受発注者間の情報共有

受発注者間の設計思想の伝達及び情報共有を図るため、設計者、受注者、発注者が一堂に会する会議を施工者が設計図書の照査を実施した後及びその他必要に応じて開催するものとする。なお、開催の詳細については、特記仕様書の定めによるものとする。

第15節 受注者相互の協力

受注者は、契約書第2条の規定に基づき隣接工事または関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。

また、関連のある電力、通信、水道施設等の工事及び地方公共団体等が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

第16節 調査・試験に対する協力

1. 受注者は、発注者が自らまたは発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督員の指示によりこれに協力しなければならない。

2. 受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、以下の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。
 - (1) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。
 - (2) 調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。
 - (3) 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行なわなければならない。
 - (4) 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。
3. 受注者は、当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。
4. 受注者は、当該工事が発注者の実施する施工合理化調査等の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。
5. 受注者は、当該工事が佐賀市一般競争入札に係る低入札価格調査実施要領に基づく価格を下回る価格で落札した場合の措置として低入札調査の対象となった場合は、以下に掲げる措置をとなければならない。
 - (1) 受注者は、検査員の求めに応じて、施工体制台帳を提出しなければならない。また、書類の提出に際して、その内容についてヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。
 - (2) 第1章第6節に基づく施工計画書の提出に際して、その内容についてヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。
 - (3) 受注者は発注者の求めがあったときは、低入札調査の対象となった入札書に係る積算内訳明細書等の作成を行い、求めがあったときの翌日から起算して5日以内（佐賀市の休日に関する条例（平成17年佐賀市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日を含まない。）に発注者に提出しなければならない。
 - (4) 受注者は、積算内訳明細書等の内容について、検査員が説明を求めた場合には、これに応じなければならない。
 なお、検査員からその内容の説明を下請負者へも行う場合があるので、受注者は了知するとともに、下請負者に対し周知しなければならない。
6. 受注者は、新技術情報提供システム（以下、「NETIS」という）等を利用することにより、活用することが有用と思われるNETIS登録技術が明らかになった場合は、監督員に報告するものとする。

第17節 工事の一時中止

1. 発注者は、契約書第20条の規定に基づき次の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。
 なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、第53節臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。

- (1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当または不可能となった場合
 - (2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適当と認めた場合
 - (3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適当または不可能となった場合
 - (4) 第三者、受注者、使用人及び監督員の安全のため必要があると認める場合
 - (5) 契約書第 16 条に規定する工事用地等の確保がされない場合
 - (6) 災害等により工事目的物に損害を生じ又は工事現場の状態が変動し、工事の続行が不適当又は不可能となった場合
 - (7) その他受注者の責に帰することができない事由により施工できない状態に達しているため、発注者が必要であると認める場合
2. 発注者は、受注者が契約図書に違反しまたは監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部または一部の施工について一時中止させることができるものとする。
 3. 前 2 項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督員を通じて発注者に提出し、協議するものとする。
また、受注者は工事の続行に備え工事現場を保全しなければならない。

第18節 設計図書の変更

設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。

第19節 工期変更

1. 契約書第 15 条第 7 項、第 17 条第 1 項、第 18 条第 5 項、第 19 条、第 20 条第 3 項、第 22 条及び第 44 条第 2 項の規定に基づく工期の変更について、契約書第 24 条の工期変更協議の対象であるか否かを監督員と受注者との間で確認する(本条において以下「事前協議」という。)ものとし、監督員はその結果を受注者に通知するものとする。
2. 受注者は、契約書第 18 条第 5 項及び第 19 条に基づき設計図書の変更または訂正が行われた場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第 24 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。
3. 受注者は、契約書第 20 条に基づく工事の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第 24 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。
4. 受注者は、契約書第 22 条に基づき工期の延長を求める場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第 24 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議するものとする。
5. 受注者は、契約書第 23 条第 1 項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第 24 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

第20節 支給材料及び貸与品

1. 受注者は、支給材料及び貸与品を契約書第 15 条第 8 項の規定に基づき善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
2. 受注者は、支給材料及び貸与品の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。
3. 受注者は、工事完成時(完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点。)に、支給品精算書を監督員を通じて発注者に提出しなければならない。
4. 契約書第 15 条第 1 項に規定する「引渡場所」は、設計図書または監督員の指示によるものとする。
5. 受注者は、契約書第 15 条第 9 項「不用となった支給材料または貸与品」の規定に基づき返還する場合、監督員の指示に従うものとする。
 なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。
6. 受注者は貸与する機械器具の使用に当たり、十分に整備点検し、事故等のないよう努めなければならない。なお、工事中における機械器具の運転、修理及び管理は、受注者の責任において実施しなければならない。また、受注者の不注意により、機械器具に故障・損傷が生じた場合、受注者の責任において修理しなければならない。
7. 受注者は貸与した機械器具の返却に当たり、十分整備し、機能に支障がない状態で返却しなければならない。なお、引渡し後であっても、受注者に起因する故障・破損が見つかった場合、受注者の負担により修理しなければならない。
8. 受注者は、支給材料及び貸与物件を他の工事に流用してはならない。
9. 支給材料及び貸与品の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するものとする。

第21節 工事現場発生品

1. 受注者は、設計図書に定められた現場発生品について、設計図書または監督員の指示する場所で監督員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。
2. 受注者は、第 1 項以外のものが発生した場合、監督員に連絡し、監督員が引き渡しを指示したものについては、監督員の指示する場所で監督員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。

第22節 建設副産物

1. 受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとする。ただし、設計図書に明示がない場合には、本体工事または設計図書に指定された仮設工事にあつては、監督員と協議するものとし、設計図書に明示がない任意の仮設工事にあつては、監督員の承諾を得なければならない。
2. 受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあつては、産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)または電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに監督員に提示しなければならない。
3. 受注者は、「建設副産物適正処理推進要綱の改正について」(平成 14 年 5 月 30 日 国官総第 122 号、国総事第 21 号、国総建第 137 号)、「再生資源の利用の促進について」(平成 3 年 10 月 25 日 建設省技調発第 243 号)、「再生資源の利用の促進について」(平成 3 年 12 月 25 日 港建第 324

号)、「再生資源の利用の促進について」(平成4年1月24日 空建第10号)、「建設汚泥の再生利用に関するガイドラインの策定について」(平成18年6月12日 国官技第46号、国官総第128号、国営計第36号、国総事第19号)を遵守して、「建設副産物の取扱い方針」(令和8年4月 佐賀県)により、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。

4. 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を建設副産物情報交換システムに速やかに入力し、再生資源利用計画書を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画書を公衆の見やすい所に掲げなければならない。

5. 受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。
6. 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を建設副産物情報交換システムに速やかに入力し、再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用促進計画書を公衆の見やすい所に掲げなければならない。

7. 受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壤汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。

また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

8. 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、第6項に示す再生資源利用促進計画に記載した事項(搬出先の名称及び所在地、搬出量)と第7項に示す確認の結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。
9. 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。
10. 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに建設副産物情報交換システムにより実績を入力し、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。

第23節 監督員による確認及び立会等

1. 受注者は設計図書に従って監督員の立会が必要な場合は、あらかじめ監督員に連絡しなければならない。
2. 監督員は、必要に応じ、工事現場または製作工場において立会し、または資料の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。

3. 受注者は、監督員による確認及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備をしなければならない。
 なお、監督員が製作工場において確認を行なう場合、受注者は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を提供しなければならない。
4. 監督員による確認及び立会の時間は、監督員の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督員が認めた場合はこの限りではない。
5. 受注者は、契約書第9条第2項第3号、第13条第2項または第14条第1項もしくは同条第2項の規定に基づき、監督員の立会を受け、材料の確認を受けた場合にあっては、契約書第17条及び第32条に規定する義務を免れないものとする。
6. 段階確認は、以下に掲げる各号に基づいて行うものとする。
 - (1) 受注者は、「表1-1 段階確認一覧表」に示す確認時期において、段階確認を受けなければならない。
 - (2) 受注者は、施工計画書に段階確認に係わる計画表(種別、細別、施工予定時期等)を作成しなければならない。
 また、監督員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。
 - (3) 受注者は、段階確認に臨場するものとし、監督員の確認を受けた書面を、工事完成時までに監督員へ提出しなければならない。
 - (4) 受注者は、監督員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。
7. 監督員は、設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができる。
 この場合において、受注者は、監督員に施工管理記録、写真等の資料を提示し確認を受けなければならない。

表1-1 段階確認一覧表

種 別	細 別	確 認 時 期
指定仮設工		設置完了時
河川・海岸・砂防土工(掘削工) 道路土工(掘削工)		土(岩)質の変化した時
道路土工(路床盛土工) 舗装工(下層路盤)		ブルーフローリング実施時
表層安定処理工	表層混合処理・路床安定処理	処理完了時
	置換	掘削完了時
	サンドマット	処理完了時
バーチカルドレーン工	サンドドレーン 袋詰式サンドドレーン ペーパードレーン等	施工時 施工完了時
締固め改良工	サンドコンパクションパイル	施工時 施工完了時

固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク攪拌 生石灰パイル	施工時 施工完了時
	薬液注入	施工時
矢板工 (任意仮設を除く)	鋼矢板 鋼管矢板	打込時 打込完了時
既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込時 打込完了時(打込杭) 掘削完了時(中掘杭) 施工完了時(中掘杭) 杭頭処理完了時
場所打杭工	リバース杭 オールケーシング杭 アースドリル杭 大口径杭	掘削完了時 鉄筋組立て完了時 施工完了時 杭頭処理完了時
深礎工		土(岩)質の変化した時 掘削完了時 鉄筋組立て完了時 施工完了時 グラウト注入時
オープンケーソン基礎工 ニューマチックケーソン基礎工		鉄杓据え付け完了時 本体設置前(オープンケーソン) 掘削完了時(ニューマチックケーソン) 土(岩)質の変化した時 鉄筋組立て完了時
鋼管矢板基礎工		打込時 打込完了時 杭頭処理完了時
置換工(重要構造物)		掘削完了時
築堤 護岸工		法線設置完了時
砂防ダム		法線設置完了時
護岸工	法覆工(覆土施工がある場合)	覆土前
	基礎工・根固工	設置完了時
重要構造物 函渠工(樋門・樋管含む) 躯体工(橋台) RC躯体工(橋脚) 橋脚フーチング工 RC擁壁 砂防ダム 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		土(岩)質の変化した時 床掘掘削完了時 鉄筋組立て完了時 埋戻し前
躯体工 RC躯体工		杓座の位置決定時
床版工		鉄筋組立て完了時

鋼橋		仮組立て完了時 (仮組立てが省略となる場合を除く)
ポストテンションT(I)桁製作工 プレビーム桁製作工 プレキャストブロック桁組立工 PCホロースラブ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工 PC押出し箱桁製作工 床版・横組工		プレストレスト導入完了時 横締め作業完了時 プレストレスト導入完了時 縦締め作業完了時 PC鋼線・鉄筋組立完了時 (工場製作除く)
地覆工 橋梁用高欄工		鉄筋組立て完了時
トンネル掘削工		土(岩)質の変化した時
トンネル支保工		支保工完了時 (支保工変化毎)
トンネル覆工		コンクリート打設前
		コンクリート打設後
トンネルインバート工		鉄筋組立て完了時
鋼板巻立て工	フーチング定着アンカー穿孔工	フーチング定着アンカー穿孔完了時
	鋼板取付け工、固定アンカー工	鋼板建込み固定アンカー完了時
	現場溶接工	溶接前
		溶接完了時
	現場塗装工	塗装前
		塗装完了時

第24節 数量の算出及び完成図

1. 受注者は、設計図書に従って、設計数量をもとに出来形数量を算出し、その結果を監督員に提出しなければならない。
2. 受注者は、工事完成の際には出来形測量を行い、その結果に基づいて完成図を作成し、監督員に提出しなければならない。
3. 設計数量とは、設計図書に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。
4. 出来形数量とは、現地の出来形測量の結果に基づき算出された数量をいう。
5. 受注者は、佐賀市電子納品運用ガイドラインに基づいて、原則として、電子成果品を作成及び納品しなければならない。
6. 受注者は、設計図書において地質調査の実施が明示された場合、「地質・土質調査成果電子納品要領(国土交通省)」に基づいて電子成果品を作成しなければならない。

第25節 品質証明

受注者は、設計図書で品質証明の対象工事と明示された場合には、以下の各号によるものとする。

1. 品質証明に従事する者(以下「品質証明員」という。)が工事施工途中において必要と認める時期及び検査(成工、部分使用、中間検査をいう。以下同じ。)の事前に品質確認を行い、その結果を所定の様式により、検査時まで監督員へ提出しなければならない。
2. 品質証明員は、当該工事に従事していない社内の者とする。

また、検査員が検査時(成工・部分使用・中間検査)に立会を求めた場合、品質証明員は検査に立会わなければならない。

3. 品質証明は、契約図書及び関係図書に基づき、出来形、品質及び写真管理はもとより、工事全般にわたり行うものとする。
4. 品質証明員の資格は 10 年以上の現場経験を有し、技術士もしくは 1 級土木施工管理技士の資格を有するものとする。
ただし、監督員の承諾を得た場合はこの限りでない。
5. 品質証明員を定めた場合、書面により氏名、資格(資格証書の写しを添付)、経験及び経歴書を監督員に提出しなければならない。
なお、品質証明員を変更した場合も同様とする。

第26節 工事成工検査

1. 受注者は、契約書第 32 条の規定に基づき、工事完成通知書を監督員に提出しなければならない。
2. 受注者は、工事完成通知書を監督員に提出する際には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。
 - (1) 設計図書(追加、変更指示も含む。)に示されるすべての工事が完成していること。
 - (2) 契約書第 17 条第 1 項の規定に基づき、監督員の請求した改造が完了していること。
 - (3) 設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図等の資料の整備がすべて完了していること。
 - (4) 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。
3. 発注者は、工事成工検査に先立って、監督員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。
4. 検査員は、監督員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ
 - (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等
 - (3) 週休二日の履行状況
5. 検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補の指示を行うことができるものとする。
6. 修補の完了が確認された場合は、その指示の日から補修完了の確認の日までの期間は、契約書第 32 条第 2 項に規定する期間に含めないものとする。
7. 受注者は、当該工事成工検査については、第 23 節監督員による確認及び立会等第 3 項の規定を準用する。
8. 受注者は、工事請負金額が 200 万円以上の工事については、2 項 3 号に規定する資料を工期が終了する 7 日前(工事請負金額が 1,000 万円未満の工事については 3 日前)までに監督員に提出しなければならない。

第27節 既済部分検査

- (1) 受注者は、契約書第 38 条第 2 項の部分払の確認の請求を行った場合、又は契約書第 39 条第 1 項の工事の完成の通知を行った場合は、既済部分検査を受けなければならない。

- (2) 受注者は、契約書第 38 条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督員に提出しなければならない。なお、資料の提出期限については、第 26 節第 8 項の規定を準用する。この場合において、「工事の工期が終了する」とあるのは「既済部分検査を実施する」に読み替えるものとする。
- (3) 検査員は、監督員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - ① 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ
 - ② 工事管理状況に関する書類、記録及び写真等
 - ③ 週休二日の履行状況
- (4) 受注者は、検査員の指示による修補については、第 26 節第 5 項の規定に従うものとする。
- (5) 受注者は、既済部分検査に必要な準備等については、第 23 節監督員による確認及び立会第 3 項の規定を準用する。
- (6) 発注者は、既済部分検査に先立って、監督員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。
- (7) 受注者は、契約書第 35 条に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に履行報告書を作成し、監督員に提出しなければならない

第28節 中間検査

1. 発注者は、契約の履行を確認するため、検査監が必要と認めるものについて中間検査を行うことができるものとする。
2. 中間検査は、特記仕様書において対象工事と定められた工事及び検査監が指示した工事について実施するものとする。
3. 中間検査は、特記仕様書において定められた段階及び検査監が指示した段階において行うものとする。
4. 中間検査を行う日は、受注者の意見を聞いて発注者が定め、通知するものとする。
5. 検査員は、監督員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として設計図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - (1) 成工検査又は既済部分検査時に不可視部分となる工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。
 - (2) その他検査監が必要と認める工事状況の査察
6. 受注者は、当該技術検査については、第 23 節監督員による確認及び立会等第 3 項の規定を準用する。

第29節 部分使用

1. 発注者は、受注者の同意を得て部分使用できる。
2. 受注者は、発注者が契約書第 34 の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合には、監督員による品質及び出来形等の検査(確認を含む)を受けるものとする。なお、土木工事にあっては、中間検査による検査(確認)でも良い。

第30節 施工管理

1. 受注者は、工事の施工にあたっては、施工計画書に示される作業手順に従い施工し、品質及び出来形が設計図書に適合するよう、十分な施工管理をしなければならない。
2. 監督員は、以下に掲げる場合、設計図書に示す品質管理の測定頻度及び出来形管理の測定密度を変更することができる。この場合、受注者は、監督員の指示に従うものとする。これに伴う費用は、受注者の負担とするものとする。
 - (1) 工事の初期で作業が定常的になっていない場合
 - (2) 管理試験結果が限界値に異常接近した場合
 - (3) 試験の結果、品質及び出来形に均一性を欠いた場合
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、監督員が必要と判断した場合
3. 受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見やすい場所に、工事名、工期、発注者名、受注者名及び工事内容等を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督員の承諾を得て省略することができる。

なお、工事の実施に当たり、防護施設の設置、迂回路の標示等が必要な場合は、監督員と協議し、必要な措置を講じるものとし、これら施設を良好に管理するものとする。

 - (1) 工事の目的
 - (2) 工事名
 - (3) 工事延長(m)又は面積(m²)等

工事の規模を公衆がイメージできる数値等を記載
 - (4) 工事期間・工事時間帯

契約上の工期にとらわれることなく、実際の工事が終了する予定日、工事時間帯等
 - (5) 施工業者

施工業者及びその連絡先
 - (6) 契約金額

当初契約内容で表示
 - (7) 施工主体(担当部署)

施工主体(担当部署)及びその連絡先
4. 受注者は、工事期間中現場内及び周辺の整理整頓に努めなければならない。
5. 受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じるおそれがある場合、または影響が生じた場合には直ちに監督員へ連絡し、その対応方法等に関して監督員と速やかに協議しなければならない。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。
6. 受注者は、工事の適正な実施に必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した工事の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者、技能労働者等育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間、その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舍等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。

7. 受注者は、工事中に物件を発見または拾得した場合、直ちに関係機関へ通報するとともに、監督員へ連絡しその対応について指示を受けるものとする。
8. 受注者は、土木工事の施工管理及び規格値を定めた土木工事施工管理の手引き(佐賀県)(出来形管理基準及び品質管理基準)により施工管理を行い、また、土木工事施工管理の手引き(佐賀県)により土木工事の工事写真による写真管理を行って、その記録及び関係書類を作成、保管し、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。ただし、それ以外で監督員からの請求があった場合は提示しなければならない。なお、土木工事施工管理の手引き(佐賀県)に定められていない工種または項目については、監督員と協議の上、施工管理、写真管理を行うものとする。
9. 受注者は、工事に使用した建設資材の品質記録について「建設材料の品質記録保存業務実施要領(案)の改定について」(平成30年3月28日国技建管第36号)に基づいて品質記録台帳を提出しなければならない。
10. 受注者は、成工検査及び既済部分検査の検査実施前並びに施工途中において必要と認める時期に社内検査を行い、その記録を保管し、成工検査及び既済部分検査の際に監督員に提出しなければならない。
 - (1) 社内検査は、工事関係図書に基づき、出来形、品質及び写真管理等工事全般について行うものとする。
 - (2) 社内検査を行う者(以下「社内検査員」という。)は、当該工事に従事していない者とする。
 - (3) 検査員が成工検査又は既済部分検査の実施に当たり立会いを求めたときは、受注者は、社内検査員を工事検査に立ち合わせなければならない。

第31節 工事情報共有化

受注者は、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。また、情報を交換・共有するにあたっては、工事情報共有システム(ASP)を活用することとし、最新版の「佐賀市情報共有システム運用ガイドライン」に基づくこととする。

なお、工事で使用する情報共有システムは、最新版の「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件」を満たすものとし、システムのサービス提供者との契約は受注者が行うものとする。

第32節 不具合等発生時の措置

受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

第33節 履行報告

受注者は、他工事との工程調整が必要な工事や工事完成の遅れにより社会的影響が大きい工事等の場合は、監督員の指示により工事履行報告書を作成・監督員に提出しなければならない。

第34節 週休二日の対応

受注者は、週休二日に取り組み、その実施内容を監督員に報告しなければならない。

なお、週休二日は、土日を休日とする週休二日工事の実施に取り組むなど、週休二日の取得を推進し、地域の実情や施工条件等を踏まえつつ、その取組の質の向上に努めなければならない。

第35節 使用人等の管理

1. 受注者は、使用人等(下請負者またはその代理人もしくはその使用人その他これらに準ずる者を含む。(以下「使用人等」という。))の雇用条件、賃金の支払い状況、宿舍環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。
2. 受注者は、使用人等に適時、安全対策、環境対策、衛生管理、地域住民に対する応対等の指導及び契約を行うとともに、工事が適正に遂行されるように管理及び監督しなければならない。
3. 受注者は、第2項の使用人等の管理にあたっては、施工体制台帳の一部として作業員名簿を作成し、その写しを監督員に提出しなければならない。

第36節 工事関係者に対する措置請求

1. 発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
2. 発注者または監督員は、主任技術者(監理技術者)、専門技術者(これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。)が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

第37節 工事中の安全確保

1. 安全指針等の遵守

受注者は、最新の「土木工事安全施工技術指針」(国土交通大臣官房技術審議官通達)、「建設機械施工安全技術指針の一部改正について」(平成17年3月31日国官技第303号、国総施第190号)、「港湾工事安全施工指針(一社)日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針(社)日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針(社)日本海上起重技術協会」、JIS A 8972(斜面・法面工事用仮設設備)を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。

2. 建設工事公衆災害防止対策要綱

受注者は、「建設工事公衆災害防止対策要綱」(令和元年9月2日国土交通省告示第496号)を遵守して災害の防止を図らなければならない。

3. 支障行為等の防止

受注者は、工事施工中、監督員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、または公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。

4. 使用する建設機械

受注者は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督員の承諾を得て、それを使用することができる。

5. 周辺の支障防止

受注者は、工事箇所及びその周辺にある上空(電力線等)、地上及び地下(水道管等)の既設構造物の管理者と必要により事前協議を行わなければならない。また、既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。

6. 架空線等事故防止対策

受注者は、架空線等上空施設の位置及び占用者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生受入地、資材等置き場等、工事に係る全ての架空線等上空施設の現地調査(場所、種類、高さ等)を行い、その調査について、支障物件の有無に関わらず、監督員へ報告しなければならない。

7. 防災体制

受注者は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかななくてはならない。

8. 第三者の立入り禁止措置

受注者は、工事現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合、その区域に、柵、門扉、立入禁止の標示板等を設けなければならない。

9. 安全巡視

受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保しなければならない。

10. 現場環境改善

受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舍、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。

11. 定期安全研修・訓練等

受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月あたり、半日以上の時間を割いて、以下の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施する事も出来る。

- (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- (2) 当該工事内容等の周知徹底
- (3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
- (4) 当該工事における災害対策訓練
- (5) 当該工事現場で予想される事故対策
- (6) その他、安全・訓練等として必要な事項

12. 施工計画書

受注者は、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載しなければならない。

13. 安全教育・訓練等の記録

受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等または工事報告等に記録した資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。

14. 関係機関との連絡

受注者は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。

15. 工事関係者の連絡会議

受注者は、工事現場が隣接しまたは同一場所において別途工事がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。

16. 安全衛生協議会の設置

監督員が、労働安全衛生法(令和7年5月改正 法律第33号)第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。

17. 安全優先

受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法(令和7年5月改正 法律第33号)等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。

18. 災害発生時の応急措置

災害発生時には、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡しなければならない。

19. 地下埋設物の調査

受注者は、工事施工箇所に地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督員に報告しなければならない。

20. 不明の地下埋設物等の処置

受注者は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督員に報告し、その処置については占有者全体の現地確認を求め、管理者を明確にしなければならない。

21. 地下埋設物件等の損害時の措置

受注者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡し、応急措置を取るとともに、その補修について、関係機関及び監督員と協議の上行うものとする。

第38節 爆発及び火災の防止

1. 受注者は、火薬類の使用については、以下の規定による。

- (1) 受注者は、発破作業に使用する火薬類等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合、火薬類取締法等関係法令を遵守しなければならない。また、関係官公庁の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じるものとする。

なお、監督員の請求があった場合には、直ちに従事する火薬類取扱保安責任者の火薬類保安手帳及び従事者手帳を提示しなければならない。

- (2) 現地に火薬庫等を設置する場合は、火薬類の盗難防止のための立入防止柵、警報装置等を設置し保管管理に万全の措置を講ずるとともに、夜間においても、周辺の監視等を行い安全を確保しなければならない。

2. 受注者は、火気の使用については、以下の規定による。

- (1) 受注者は、火気の使用を行う場合は、工事中の火災予防のため、その火気の使用場所及び日時、消火設備等を施工計画書に記載しなければならない。
- (2) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
- (3) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。

- (4) 受注者は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。

第39節 後片付け

受注者は、工事の全部または一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事にかかる部分を清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。

ただし、設計図書において存置するとしたものを除く。また、工事検査に必要な足場、はしご等は、監督員の指示に従って存置し、検査終了後撤去するものとする。

第40節 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡するとともに、指示する期日までに、別に定める事故等の報告書を提出しなければならない。

第41節 環境対策

1. 受注者は「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針について」(昭和 62 年 3 月 30 日 建設省経機発第 58 号)、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。
2. 受注者は、環境への影響が予知されまたは発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督員に連絡しなければならない。
また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたりその交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告しなければならない。
3. 受注者は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料を監督員に提示しなければならない。
4. 工事に使用する資材については、設計図書で定める場合を除き、「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づいて、再生資材を使用することを原則とする。
なお、再生資源の品質基準については土木工事等共通仕様書(佐賀県)によることとし、同仕様書に定めのない資材を使用する場合は、監督員と協議し、承諾を得たうえで使用することができる。
5. 受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等に対して、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)に基づき、適切な措置をとらなければならない。
6. 受注者は、水中に工事用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。また、工事の廃材、残材等を海中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。
7. 受注者は、工事の施工にあたり表 1-2 に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」(令和 4 年 6 月改正 法律第 68 号)に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成 3 年 10 月 8 日建設省経機発第 249 号)、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」(平成 24 年 3 月 23 日 国土交通省告示第 318 号)もしくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成 28 年 8 月 30 日 国総環リ第 6 号)に基づき指定された排出ガス対策型建設機械(以下「排ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。

排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施され

た民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができる。ただし、供給側(賃貸業者等)の都合により1台でも調達できない場合は、賃貸業者等において当該機種在庫等がないことを証明する「書類」を2社以上徴収し、監督員に提出しなければならない。

なお、指定機械あるいは認定機械を使用する場合は、監督員に当該建設機械の写真等、書類を提出して確認を求めなければならない。

受注者は、トンネル坑内作業において表1-3に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして、表1-3の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」(令和4年6月改正法律第68号)第16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領の一部改正について」(平成22年3月18日国総施環第291号)もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成28年8月30日国総環第6号)に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械(以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。

トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置(黒煙浄化装置付)を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

表1-2 使用を義務付ける建設機械(一般工事用建設機械)

対 象 機 種	備 考
・バックホウ	ディーゼルエンジン(エンジン出力 7.5kw 以上 260kw 以下)を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運輸車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く。
・トラクタショベル(車輪式)	
・ブルドーザ	
・発動発電機(可搬式)	
・空気圧縮機(可搬式)	
・油圧ユニット	
※以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの	
1)油圧ハンマ	
2)パイプロハンマ	
3)油圧式鋼管圧入引抜機	
4)油圧式杭圧入引抜機	
5)アースオーガ	
6)オールケーシング掘削機	
7)リバーササーキュレーションドリル	
8)アースドリル	
9)地下連続壁施工機	

10)全回転オールケーシング掘削機	
・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ	
・ホイールクレーン	

表1-3 使用を義務付ける建設機械(トンネル工事用建設機械)

対 象 機 種	備 考
・バックホウ	ディーゼルエンジン(エンジン出力 30kw 以上 260kw 以下)を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車輛の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車車検証の交付を受けているものは除く。
・トラクタショベル(車輪式)	
・大型ブレーカー	
・コンクリート吹付機	
・ドリルジャンボ	
・ダンプトラック	
・トラックミキサ	

8. 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油(ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。)を選択しなければならない。また、監督員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。
9. 受注者は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針について」(昭和 62 年 3 月 30 日 建設省経機発第 58 号)によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」(平成 13 年 4 月 9 日 国土交通省告示第 487 号)に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達不可能的場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができるものとする。
10. 受注者は、資材(材料及び機材を含む)、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(令和 3 年 5 月改正 法律第 66 号。「グリーン購入法」という。)第 2 条に規定する環境物品等をいう。)の使用を積極的に推進するものとする。

グリーン購入法第 6 条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。なお、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難い場合は、監督員と協議する。また、その調達実績の集計結果を監督員に提出するものとする。なお、集計及び提出の方法は、設計図書及び監督員の指示による。

グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項に留意すること。

第42節 文化財の保護

1. 受注者は、工事の施工にあたって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、設計図書に関して監督員に協議しなければならない。
2. 受注者が、工事の施工にあたり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。

第43節 交通安全管理

1. 受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用する時は、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損すること及び、高さがある積載物により、上空の架空等施設を損傷することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。
なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書第 29 条によって処置するものとする。
2. 受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に該当道路の維持管理、補修及び使用方法等を施工計画書に記載しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続をとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。
3. 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導警備員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。
4. 受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工事用資材等の輸送をともなう工事は、事前に関係機関と打合せのうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、施工計画書に記載しなければならない。なお、受注者は、ダンプトラックを使用する場合、「佐賀市発注建設工事におけるダンプトラック過積載防止対策要領」に従うものとする。
5. 受注者は、供用中の道路に係る工事の施工にあたっては、交通安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(令和 6 年 6 月内閣府・国土交通省令第 4 号)、「道路工事現場における標示施設等の設置基準」(昭和 37 年 8 月 30 日建設省道路局長通知)、「道路工事現場における標示施設等の設置基準等の一部改正について」(平成 18 年 3 月 31 日 国道路第 37 号、国道国防第 205 号)、「道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板の設置について」(平成 18 年 3 月 31 日 国道路第 38 号、国道国防第 206 号)及び「道路工事保安施設設置基準(案)」(令和 6 年 2 月 国土交通省道路局国道・技術課)に基づき、安全対策を講じなければならない。
6. 発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。
7. 受注者は、特記仕様書に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。
8. 受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。
9. 公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料または設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断する時には、交通管理者

協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。

10. 工事の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は、水門、または水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。
11. 受注者は、工事の施工にあたっては、作業区域の標示及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。
また、作業船等が船舶の輻輳している区域を航行またはえい航する場合、見張りを強化する等、事故の防止に努めなければならない。
12. 受注者は、船舶の航行または漁業の操業に支障をきたすおそれのある物体を水中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならない。なお、直に取り除けない場合は、標識を設置して危険箇所を明示し、関係機関に通報及び監督員へ連絡しなければならない。
13. 受注者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。
なお、故障により二次災害を招くおそれがある場合は、直ちに応急の措置を講じ、関係機関に通報及び監督員へ連絡しなければならない。
14. 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令(令和3年7月改正 政令第198号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令(令和7年6月改正 政令第222号)第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法(令和6年5月改正 法律第34号)第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。

表1-4 一般的制限値

車両の諸元	一般的制限値
幅	2.5m
長さ	12.0m
高さ	3.8m(ただし、指定道路については4.1m)
重量 総重量	20.0t (ただし、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大25.0t)
軸重	10.0t 隣り合う車軸に係る軸距1.8m未満の場合は18t
隣接軸重の合計	(隣り合う車軸に係る軸距が1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が9.5t以下の場合は19t)、 1.8m以上の場合は20t
輪荷重	5.0t
最小回転半径	12.0m

ここでのいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。

第44節 施設管理

受注者は、工事現場における公物(各種公益企業施設を含む。)または部分使用施設(契約書第34条の適用部分)について、施工管理上、契約図書における規定を以つても不都合が生ずるおそれがある場合には、その処置について監督員と協議できるものとする。

なお、当該協議事項は、契約書第9条の規定に基づき処理されるものとする。

第45節 諸法令の遵守

1. 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。

なお、主な法令は以下に示す通りである。

- (1) 会計法(令和元年5月改正 法律第16条)
- (2) 建設業法(令和4年6月改正 法律第68号)
- (3) 製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律(令和7年5月改正 法律第41号)
- (4) 労働基準法(令和6年5月改正 法律第42号)
- (5) 労働安全衛生法(令和7年5月改正 法律第33号)
- (6) 作業環境測定法(令和7年5月改正 法律第33号)
- (7) じん肺法(平成30年7月改正 法律第71号)
- (8) 雇用保険法(令和6年6月改正 法律第47号)
- (9) 労働者災害補償保険法(令和4年6月改正 法律第68号)
- (10) 健康保険法(令和7年6月改正 法律第74号)
- (11) 中小企業退職金共済法(令和4年6月改正 法律第68号)
- (12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(令和6年5月改正 法律第26号)
- (13) 出入国管理及び難民認定法(令和7年6月改正 法律第75号)
- (14) 道路法(令和7年4月改正 法律第22号)
- (15) 道路交通法(令和6年5月改正 法律第34号)
- (16) 道路運送法(令和6年5月改正 法律第23号)
- (17) 道路運送車両法(令和5年6月改正 法律第63号)
- (18) 砂防法(令和4年6月改正 法律第68号)
- (19) 地すべり等防止法(令和5年5月改正 法律第34号)
- (20) 河川法(令和5年5月改正 法律第34号)
- (21) 海岸法(令和5年5月改正 法律第34号)
- (22) 港湾法(令和7年4月改正 法律第25号)
- (23) 港則法(令和4年6月改正 法律第68号)
- (24) 漁港及び漁場の整備等に関する法律(令和5年5月改正 法律第34号)
- (25) 下水道法(令和4年6月改正 法律第68号)
- (26) 航空法(令和7年6月改正 法律第55号)

- (27) 公有水面埋立法(令和4年6月改正 法律第68号)
- (28) 軌道法(令和2年6月改正 法律第41号)
- (29) 森林法(令和7年5月改正 法律第48号)
- (30) 環境基本法(令和3年5月改正 法律第36号)
- (31) 火薬類取締法(令和4年6月改正 法律第68号)
- (32) 大気汚染防止法(令和4年6月改正 法律第68号)
- (33) 騒音規制法(令和4年6月改正 法律第68号)
- (34) 水質汚濁防止法(令和4年6月改正 法律第68号)
- (35) 湖沼水質保全特別措置法(令和4年6月改正 法律第68号)
- (36) 振動規制法(令和4年6月改正 法律第68号)
- (37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(令和4年6月改正 法律第68号)
- (38) 文化財保護法(令和4年6月改正 法律第68号)
- (39) 砂利採取法(令和5年6月改正 法律第63号)
- (40) 電気事業法(令和5年6月改正 法律第44号)
- (41) 消防法(令和5年6月改正 法律第58号)
- (42) 測量法(令和6年6月改正 法律第54号)
- (43) 建築基準法(令和7年5月改正 法律第35号)
- (44) 都市公園法(令和6年5月改正 法律第40号)
- (45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(令和4年6月改正 法律第68号)
- (46) 土壤汚染対策法(令和4年6月改正 法律第68号)
- (47) 駐車場法(平成29年5月改正 法律第26号)
- (48) 海上交通安全法(令和5年5月改正 法律第34号)
- (49) 海上衝突予防法(平成15年6月改正 法律第63号)
- (50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(令和4年6月改正 法律第68号)
- (51) 船員法(令和7年5月14日改正 法律第32号)
- (52) 船舶職員及び小型船舶操縦者法(令和7年5月改正 法律第32号)
- (53) 船舶安全法(令和4年6月改正 法律第68号)
- (54) 自然環境保全法(令和4年6月改正 法律第68号)
- (55) 自然公園法(令和4年6月改正 法律第68号)
- (56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(令和6年12月改正 法律第49号)
- (57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(令和3年5月改正 法律第36号)
- (58) 河川法施行法(平成11年12月改正 法律第160号)
- (59) 技術士法(令和4年6月改正 法律第68号)
- (60) 漁業法(令和3年5月改正 法律第47号)
- (61) 計量法(令和4年6月改正 法律第68号)

- (62) 厚生年金保険法(令和 6 年 6 月改正 法律第 47 号)
 - (63) 航路標識法(令和 4 年 6 月改正 法律第 68 号)
 - (64) 資源の有効な利用の促進に関する法律(令和 7 年 6 月改正 法律第 52 号)
 - (65) 最低賃金法(令和 4 年 6 月改正 法律第 68 号)
 - (66) 職業安定法(令和 6 年 6 月改正 法律第 50 号)
 - (67) 所得税法(令和 7 年 6 月改正 法律第 74 号)
 - (68) 水産資源保護法(令和 4 年 6 月改正 法律第 68 号)
 - (69) 船員保険法(令和 7 年 6 月改正 法律第 80 号)
 - (70) 著作権法(令和 7 年 4 月改正 法律第 27 号)
 - (71) 電波法(令和 7 年 4 月改正 法律第 27 号)
 - (72) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(令和 4 年 6 月改正 法律第 68 号)
 - (73) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(令和 6 年 6 月改正 法律第 47 号)
 - (74) 農薬取締法(令和 5 年 5 月改正 法律第 36 号)
 - (75) 毒物及び劇物取締法(令和 5 年 5 月改正 法律 36 号)
 - (76) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(令和 4 年 6 月改正 法律第 68 号)
 - (77) 公共工事の品質確保の促進に関する法律(令和 6 年 6 月改正 法律第 54 号)
 - (78) 警備業法(令和 5 年 6 月改正 法律第 63 号)
 - (79) 個人情報保護に関する法律(令和 6 年 6 月改正 法律第 46 号)
 - (80) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(令和 6 年 6 月改正 法律第 53 号)
 - (81) 景観法(令和 6 年 5 月改正 法律第 40 条)
 - (82) 肥料の品質の確保に関する法律(令和 7 年 6 月改正 法律第 68 号)
 - (83) 佐賀県福祉のまちづくり条例(平成 31 年佐賀県条例第 12 号)
 - (84) 佐賀市環境基本条例(平成 19 年条例第 79 号)
 - (85) 佐賀市土砂等の埋立て等による災害の発生及び土壌の汚染の防止に関する条例(令和 7 年条例第 4 号)
 - (86) 佐賀市立都市公園条例(令和 8 年改正 条例第 7 号)
 - (87) 佐賀市景観条例(令和 4 年改正 条例第 26 号)
 - (88) 佐賀市みどりあふれるまちづくり条例(平成 23 年改正 条例第 10 号)
 - (89) 佐賀市道路の構造の技術的基準等を定める条例(令和 3 年改正 条例第 14 号)
 - (90) 佐賀市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例(平成 25 年条例第 3 号)
 - (91) 佐賀市まちづくり自治基本条例(平成 25 年条例第 26 号)
- 2. 受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。
 - 3. 受注者は、当該工事の計画、契約図面、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし不適當であったり矛盾していることが判明した場合には速やかに監督員と協議しなければならない。

第46節 官公庁等への手続等

1. 受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。
2. 受注者は、工事施工にあたり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例または設計図書の定めにより実施しなければならない。
3. 受注者は、諸手続きにおいて許可、承諾等を得たときは、その書面を監督員に提示しなければならない。
なお、監督員から請求があった場合は、写しを提出しなければならない。
4. 受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。
なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督員と協議しなければならない。
5. 受注者は、工事の施工にあたり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。
6. 受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決にあたらなければならない。
7. 受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。受注者は、交渉に先立ち、監督員に連絡の上、これらの交渉にあたっては誠意をもって対応しなければならない。
8. 受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

第47節 施工時期及び施工時間の変更

1. 受注者は、設計図書に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員と協議するものとする。
2. 受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、佐賀市の休日に関する条例(平成17年条例第2号)に規定する市の休日または夜間に、作業を行うにあたっては、事前にその理由を監督員に連絡しなければならない。
ただし、現道上の工事については書面により提出しなければならない。

第48節 工事測量

1. 受注者は、工事契約後速やかに測量を実施し、測量標(仮 BM)、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。
測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は測量結果を速やかに提出し監督員の指示を受けなければならない。
なお、測量標(仮 BM)及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督員の指示を受けなければならない。
また受注者は、測量結果を監督員に提出しなければならない。
2. 受注者は、工事施工に必要な仮水準点、多角点、基線、法線、境界線の引照点等を設置し、工事期間中適宜これらを確認し、変動や損傷のないよう努めなければならない。変動や損傷が生じた場合、監督員に連絡し、ただちに水準測量、多角測量等を実施し、仮の水準点、多角点、引照点等を復元しなければならない。
3. 受注者は、用地幅杭、測量標(仮 BM)、工事用多角点及び重要な工事用測量標を移設してはならない。
ただし、これを存置することが困難な場合は、監督員の承諾を得て移設することができる。

また、用地幅杭が現存しない場合は、監督員と協議しなければならない。

なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。

4. 受注者は、丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を、設置しなければならない。
5. 受注者は、工事の施工にあたり、損傷を受けるおそれのある杭または障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。

第49節 提出書類

1. 受注者は、提出書類を工事請負契約関係の書式集等に基づいて、監督員に提出しなければならない。
これに定めのないものは、監督員の指示する様式によらなければならない。
2. 契約書第9条第5項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは請負代金額に係わる請求書、代金代理受領諾申請書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係わる書類及びその他現場説明の際指定した書類をいう。

第50節 不可抗力による損害

1. 受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第30条の規定の適用を受けるとされる場合には、直ちに工事災害通知書を監督員を通じて発注者に通知しなければならない。
2. 契約書第30条第1項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、以下の各号に掲げるものをいう。
 - (1) 波浪、高潮に起因する場合
波浪、高潮が想定している設計条件以上または周辺状況から判断してそれと同等以上と認められる場合
 - (2) 降雨に起因する場合
以下のいずれかに該当する場合とする。
 - ① 24時間雨量(任意の連続24時間における雨量をいう。)が80mm以上
 - ② 1時間雨量(任意の60分における雨量をいう。)が20mm以上
 - ③ 連続雨量(任意の72時間における雨量をいう。)が150mm以上
 - ④ その他設計図書で定めた基準
 - (3) 強風に起因する場合
最大風速(10分間の平均風速で最大のもの)が15m/秒以上あった場合
 - (4) 河川沿いの施設にあたっては、河川のはん濫注意水位以上、またはそれに準ずる出水により発生した場合
 - (5) 地震、津波、豪雪に起因する場合
周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって、他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合。
3. 契約書第30条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第27条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の要因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。

第51節 特許権等

1. 受注者は、業務の遂行により発明または考案したときは、これを保全するために必要な措置を講じ、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議しなければならない。
2. 受注者は、特許権等を使用する場合、設計図書に特許権等の対象である旨明示が無く、その使用に関した費用負担を契約書第8条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に、監督員と協議しなければならない。
3. 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法(令和7年4月改定 法律第27号)に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。

なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。

第52節 保険の付保及び事故の補償

1. 一般事項

受注者は、残存爆発物があると予測される区域で工事に従事する作業船及びその乗組員並びに陸上建設機械等及びその作業員に設計図書に定める水雷保険、傷害保険及び動産総合保険を付保しなければならない。

2. 回航保険

受注者は、作業船、ケーソン等を回航する場合、回航保険を付保しなければならない。

3. 保険加入の義務

受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

4. 法定外の労災保険の付保

受注者は、法定外の労災保険に付さなければならない。

5. 補償

受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。

6. 建設業退職金共済制度の履行

受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書(発注者用)を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内(電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後原則40日以内)に、発注者に提出しなければならない。

また、配布状況が確認できる受け払い簿等を成工検査時に提示しなければならない。

第53節 臨機の措置

1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を直に監督員に通知しなければならない。
2. 監督員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的事象(以下「天災等」という。)に伴ない、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

第54節 下請負人等の市内優先活用

1. 受注者は、契約書第7条の2第1項に規定する下請契約を行う場合は、契約前に一部下請負申請書を監督員に提出し、その承諾を得なければならない。また、当該下請負契約の相手方を佐賀市内に本店を有する者の中から選定するように努めなければならない。
 ただし、やむを得ず市外業者と下請契約を締結しようとする場合は、その理由を別に定める様式により監督員に提出しなければならない。なお、様式の提出については、当該下請負契約の相手方を佐賀市内に本店を有する者に強制するものではないものとする。
2. 受注者は、契約書第7条の2第2項に規定する工事材料に係る納入業者を選定した場合は、工事資材使用届出書により監督員に提出し、その承諾を得なければならない。
 なお、以下に示す「県産指定資材」において、製造工場の所在地が県外となる場合は、その理由を付した書面によって監督員に提出しなければならない。
 「県産指定資材」以外において、納入業者が県外となる場合は、その理由を付した書面によって監督員に提出しなければならない。
 (県産指定資材)
 ・レディーミクストコンクリート
 ・セメントコンクリート製品
 ・碎石(新材、再生材)
 ・アスファルト混合物(新材・再生材)
3. 受注者は、工事に使用する資材については、地場産業の活性化を図るため県内で産出生産または製造されたものを積極的に使用するよう努めること。
 ただし、使用にあたっては受注者の判断による。
4. 発注者は、県内における廃棄物の減量化・リサイクルを促進するため、佐賀県認定リサイクル製品を積極的に使用するものとする。
 ただし、再生クラッシャーラン及び再生アスファルト合材については、佐賀県建設副産物再生施設の製品を優先すること。

第55節 ダンプトラック等の使用

受注者は、以下の各号により、ダンプトラック等の適正な使用に努めなければならない。

1. 工事用資機材等の積載超過のないようにすること。
2. 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
3. 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等にあたっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。
4. さし枠の装置または物品積載装置の不正改造したダンプトラックが、工事現場に出入りすることのないようにすること。
5. 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(以下「法」という)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
6. 下請け契約の相手方または資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの、または業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
7. 良好な電波環境を妨害する、不法無線局(電波法に基づく免許を受けないで開設される無線局)を設置しているダンプカーについては、使用しないこと。
8. 1. から 7. のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

第56節 不当要求

受注者は、暴力団等から不当要求または工事妨害を受けた場合は、その旨を直ちに監督員に報告するとともに、警察に被害届を提出しなければならない。

また、下請業者等に対しても同様の対応を取るよう周知徹底すること。

第57節 石綿使用の有無

受注者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際、石綿（アスベスト）の使用の有無の「事前調査」を行わなければならない。石綿障害予防規則に基づく一定規模以上の工事にあつては「事前調査結果の報告」を所轄労働基準監督局に届出を行わなければならない。また、大気汚染防止法に基づき、特定粉じん発生施設を設置しようとするときは、県知事に届出を行わなければならない。

第58節 ワンデーレスポンス

監督員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」に努める。

第59節 ウィークリースタンス

監督員及び受注者は、「ウィークリースタンス」に努める。

第60節 補則

受注者は、本仕様書に記載されている国土交通省の省令、告示、通知（以下、「省令等」という）が工事内容にそぐわない場合、監督員と協議の上、国土交通省の省令等を関係省庁の省令等に読み替えて適用することができる。